

最高裁秘書第3394号

令和3年11月4日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

9月30日付け（10月4日受付、第030538号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

事務総局会議（第27回）議事録（片面で12枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、個人識別情報（印影）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

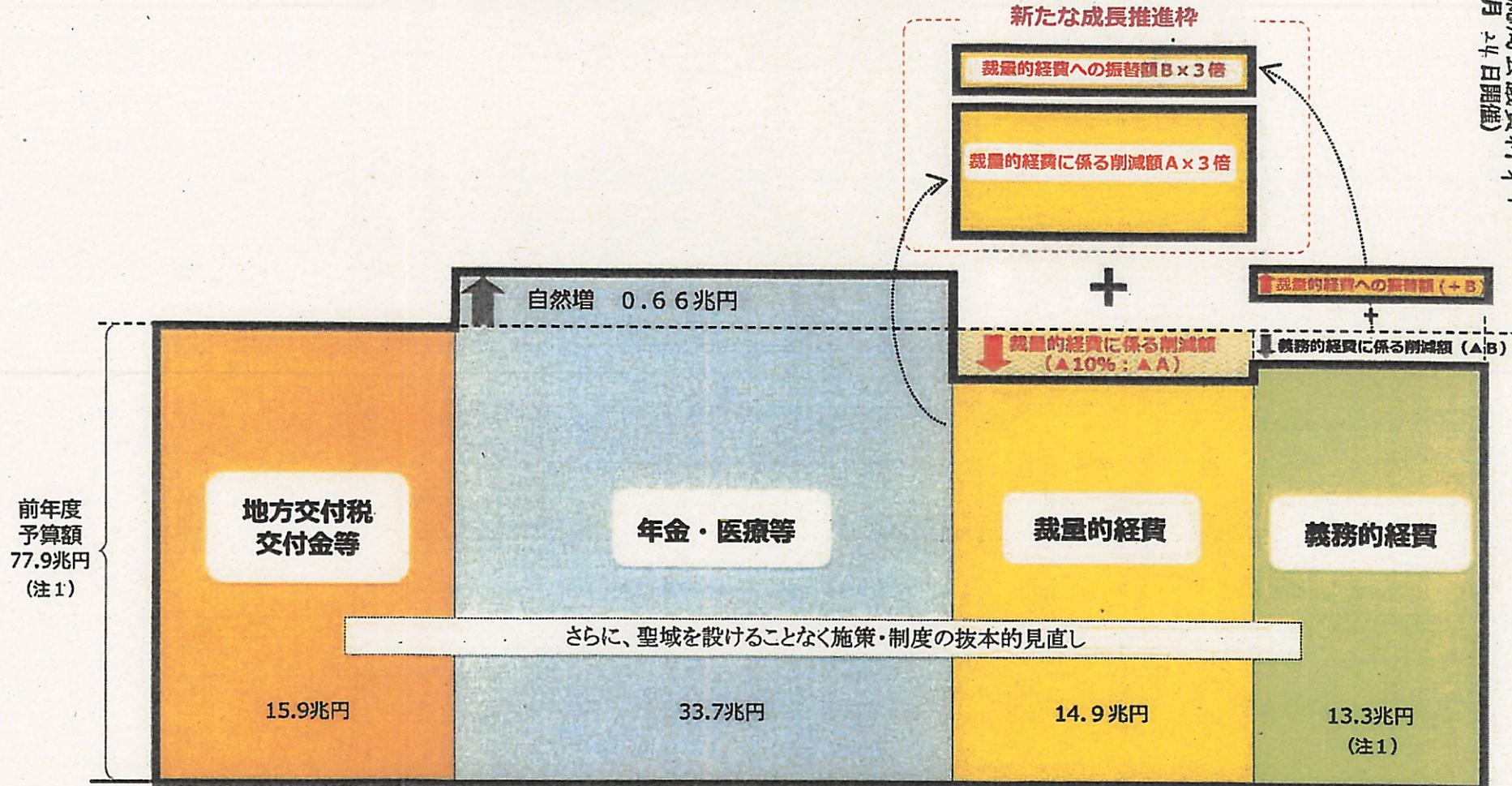
担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

事務総局会議（第27回）議事録

日時	令和3年8月24日（火）午前10時30分～午前11時10分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、氏本経理局長、門田民事局長兼行政局長、吉崎刑事局長、手嶋家庭局長、大須賀秘書課長兼広報課長、内田情報セキュリティ室長兼参事官、染谷審議官、後藤審議官、笠井司法研修所長、遠藤裁判所職員総合研修所長
議事	<ul style="list-style-type: none"> 1 令和4年度裁判所所管予算について 氏本経理局長説明（資料第1） 2 新裁判官の配置について 小野寺総務局長説明（資料第2） 3 人事院勧告等について 徳岡人事局長説明（資料第3）
結果	◎ 裁判官会議付議 1, 2, 3
	秘書課長 大須賀 寛

}

令和4年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について



※ 地方交付税交付金等については「新経済・財政再生計画」との整合性に留意しつつ要求。義務的経費については、参議院議員通常選挙に必要な経費等の増減について加減算。

※ 消費税率引上げとあわせ行う増（社会保障の充実等）については、消費税収、地方消費税収並びに重点化及び効率化の動向を踏まえ、予算編成過程において検討。

※ 子供・子育てについては、「子供に関する様々な課題に総合的に対応するため、…こうした機能を有する行政組織を創設するため、早急に検討に着手する」及び「十分に安定的な財源を確保しつつ、有効性や優先順位を踏まえ、速やかに必要な支援策を講じていく」との方針を踏まえ、予算編成過程において検討。

(注1) 上記前年度予算額は、コロナ予備費を除いたもの。コロナ予備費を含めると、前年度予算額の総額は82.9兆円、義務的経費は18.3兆円。

(注2) コロナ対策については、今後の感染状況により、必要に応じて、事項のみの要求も含め、適切に要求する。

令和4年度概算要求(案)の概要

最高裁判所

(単位:百万円)

区分	令和3年度 予算額	令和4年度 要求・要望額	比較増△減額	増△減率
裁判所所管	325,368	331,720	6,352	2.0%

※要求・要望額には「新たな成長推進枠」8,167百万円を含む

(単位:百万円)

1. 裁判事務処理態勢の充実	32,507 (前年比 +3,187)
----------------	-----------------------

○ 裁判手続等のIT化関係経費	2,126 (前年比 +1,897)
-----------------	----------------------

◇ 民事、刑事、家事の各IT化関連経費、情報基盤整備関連経費

○ 民事事件関係経費	2,775 (前年比 +125)
------------	--------------------

◇ 民事調停、労働審判、専門委員会関連経費など

○ 刑事事件関係経費	4,169 (前年比 △ 227)
------------	---------------------

◇ 裁判員裁判、心神喪失者等医療観察事件関連経費、法廷通訳関連経費など

○ 家庭事件関係経費	6,188 (前年比 +15)
------------	-------------------

◇ 家事調停関連経費など

○ 事件共通関係経費	17,249 (前年比 +1,378)
------------	-----------------------

◇ 各種事件処理に共通する諸経費

2. 裁判所施設の整備	17,549 (前年比 +2,925)
-------------	-----------------------

○ 裁判所施設の耐震化等	17,549 (前年比 +2,925)
--------------	-----------------------

3. その他の機構維持等に必要な経費	281,665 (前年比 +240)
--------------------	----------------------

○ 職員人件費	265,313 (前年比 △ 146)
---------	-----------------------

○ 司法修習生関係経費	4,907 (前年比 △ 128)
-------------	---------------------

○ その他の機構維持等経費	11,445 (前年比 +514)
---------------	---------------------

4. 定員要求	
---------	--

○ 増員	67人
------	-----

家裁調査官 2人

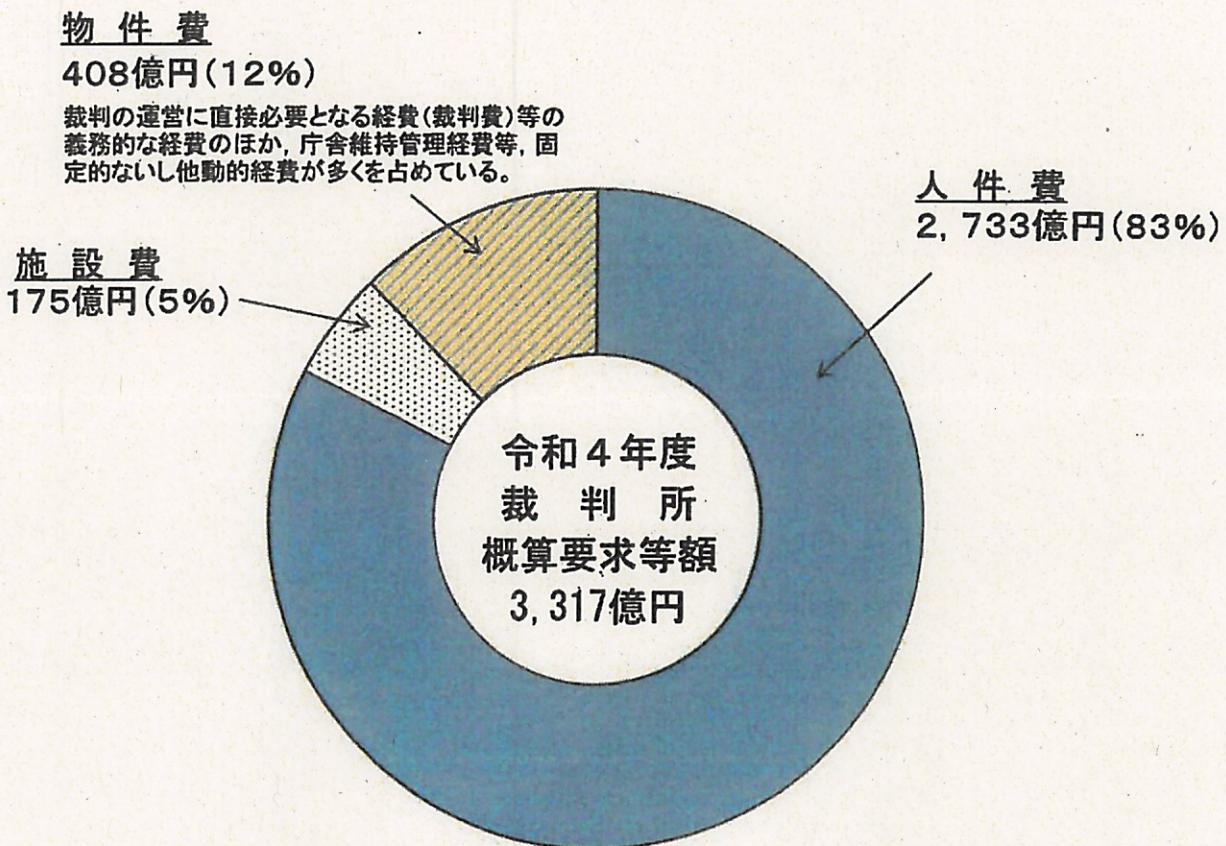
事務官 65人

○ 定員合理化等	67人
----------	-----

※速記官から事務官への振替2人を含む。

○ 事件動向、充員状況等を踏まえた判事補40人の減	
---------------------------	--

概算要求に係る経費の内訳



(単位：億円)

	4年度 概算要求等額	3年度 予算額	増▲減額
人件費	2,733	2,733	0
物件費	408	374	34
施設費	175	146	29
合計	3,317	3,254	64

(注) 四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

令和4年度概算要求(案)主な経費

(単位:千円)

	令和4年度 要求要望額	令和3年度 予算額
<裁判手続等のIT化関係経費>		
民事訴訟手続のIT化	1,573,719	(228,796)
ウェブ会議等を活用した争点整理の運用	145,885	(228,796)
書面の電子提出	210,337	(-)
民事訴訟手続のIT化に係るシステム	1,217,497	(-)
刑事手続IT化構想策定等	78,474	(-)
ウェブ会議等を活用した家事調停手続の運用	19,297	(-)
情報基盤整備等	454,376	(-)
<事件関係経費>		
※ 資料2 1. 裁判事務処理態勢の充実のうち民事・刑事・家庭・事件共通関係経費の主なもの		
家事調停委員手当	4,999,420	(4,999,420)
心神喪失者等医療観察制度関連経費	1,575,343	(1,650,786)
民事調停委員手当	1,140,114	(1,140,114)
裁判員等の日当・旅費	639,277	(643,492)
法廷通訳関連経費	438,686	(410,203)
労働審判制度関連経費	275,772	(274,950)
<情報システム関係経費>		
※ 資料2 1. 裁判事務処理態勢の充実のうち民事・刑事・家庭・事件共通関係経費の主なもの		
J・NET関係経費(裁判手続等のIT化関係部分を除く)	3,761,273	(2,655,780)
裁判事務処理システム(民事及び家事)(MINTAS)	363,850	(102,440)
保管金事務処理システム	291,538	(333,392)
裁判員候補者名簿管理システム	247,634	(447,770)
裁判事務支援システム(NAVIUS)	142,904	(203,544)
最高裁判所汎用受付等システム	133,171	(40,056)
新民事執行事件処理システム	111,454	(48,113)
<司法修習関係経費>		
修習給付金関連経費	3,252,364	(3,288,794)
修習資金貸与金関連経費	1,067,434	(1,100,520)
<その他>		
庁舎維持管理等経費	6,414,806	(6,330,615)
赴任旅費	688,836	(795,246)

令和4年度増加要求人員表

区分		事件処理の支援のための体制強化	国家公務員のワークライフバランス推進
官職			
行(一)	家裁調査官	2	
	事務官	65 [2]	
	合計	67 [2]	

(注) [] は振替（速記官から事務官への振替2）による増であり、内数である。

他に、判事補40の減、政府からの協力要請（平成26年7月25日付け内閣官房長官「『国家公務員の総人件費に関する基本方針』等について」）に対応するものとして合理化6.5がある。

最高裁と東京高裁の車庫統合に伴い、行(二)技能労務職員について(項)下級裁判所から(項)最高裁判所への振替12がある。

令和4年度概算要求施設主要案件

1 庁舎新営

(新営・継続分) 8 庁

本 庁	津 地 家 裁	(7)
	富 山 地 家 裁	(11)
	鳥 取 地 家 裁	(9)
	佐 賀 地 家 裁	(8)
	仙台高裁秋田支部秋田地家裁	(5)
地家裁支部	(静岡) 沼 津	(8)
	(富山) 高 岡	(7)
	(広島) 福 山	(4)

(新営・新規分) 1 庁

簡 裁	(和歌山) 串 本	(7)
-----	-----------	-----

2 裁判所施設の耐震化

(改修・継続分) 1 庁

本 庁	大 阪 高 地 裁	(6)
-----	-----------	-----

(建替え・継続分) 3 庁

地家裁支部	(大津) 彦 根	(4)
	(津) 伊 賀	(4)
	(盛岡) 二 戸	(7)

※ ()内の数字は完成年度を示す。

裁判官の配置

(下線部分 変更箇所)

第一小法廷

裁判官	山 口	厚
裁判官	深 山	也
裁判官	安 浪	介
裁判官	岡	正 晶
裁判官	堺	徹

第二小法廷

裁判官	大 谷	直 人
裁判官	菅 野	之 博
裁判官	三 浦	守
裁判官	草 野	耕
裁判官	岡 村	和 美

第三小法廷

裁判官	戸 倉	三 郎
裁判官	宇 賀	克 也
裁判官	林 道	道 晴
裁判官	長 嶺	安 政
裁判官	渡 邊	惠 理 子

(令和3. 8. 24 人事局)

人事院勧告等

<資料目録>

- 1 給与勧告の骨子
- 2 国家公務員の育児休業等に関する制度の改正の要綱
- 3 裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給月数表

給与勧告の骨子

- 本年の給与勧告のポイント
～月例給は改定なし、ボーナスを引下げ(△0.15ヶ月分)～

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査（完了率82.7%）

＜月例給＞ 公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

- 民間給与との較差 △ 19円 (0.00%)
〔行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 407,153円、平均年齢 43.0歳〕

＜ボーナス＞ 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

- 民間の支給割合 4.32月 [公務の支給月数 4.45月]

2 給与改定の内容と考え方

＜月例給＞

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わない

＜ボーナス＞

民間の支給割合との均衡を図るために引下げ 4.45月分→4.30月分
民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和3年度 期末手当	1.275月 (支給済み)	1.125月 (現行1.275月)
勤勉手当	0.95月 (支給済み)	0.95月 (改定なし)
4年度 期末手当	1.20月	1.20月
以降 勤勉手当	0.95月	0.95月

【実施時期】

法律の公布日

国家公務員の育児休業等に関する制度の改正の要綱

第1 育児休業の取得回数制限の緩和

- 1 職員が同一の子について育児休業をすることができる回数を、人事院規則で定める特別の事情がある場合を除き、2回以内とすること。
- 2 1の育児休業の回数については、次に掲げる育児休業に係るものとしないものとすること。
 - (1) 子の出生の日から一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第19条に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当である場合として人事院規則で定める場合における休暇について同条の規定により人事院規則で定める期間を考慮して人事院規則で定める期間内に、職員（当該期間内に当該休暇又はこれに相当するものとして同法第23条の規定により人事院規則で定める休暇により勤務しなかった職員を除く。）が当該子についてする最初及び2回目の育児休業（(2)に掲げる育児休業を除く。）。
 - (2) 任期を定めて採用された職員が、当該任期の末日を育児休業の期間の末日としてする育児休業（当該職員が、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて任命権者を同じくする官職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新される前の任期の末日の翌日又は当該採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をする場合に限る。）

第2 実施時期

この改正は、当該改正を実施するための法律の公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内の日から実施すること。

裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給月数表

裁判官	改定年度	期末手当			勤勉手当			合計
		6月期	12月期	計	6月期	12月期	計	
最高裁長官	現行 令和3年度 令和4年度以降	1.675	1.675	3.35	未定	未定	未定	3.35
最高裁判事		1.675 (支給済)	未定	未定				未定
東京高裁長官		未定	未定	未定				未定
その他の高裁長官								
判1	現行 令和3年度 令和4年度以降							
判2								
判3 簡特		0.675	0.675	1.35	1.0	1.0	2.0	3.35
判4 簡1		0.675 (支給済)	0.575	1.25 ▲ 0.10	1.0 (支給済)	1.0	2.0	3.25
判5 簡2							0	▲ 0.10
判6 簡3		0.625	0.625	1.25 ▲ 0.10	1.0	1.0	2.0	3.25
判7 簡4							0	▲ 0.10
判8								
	現行 令和3年度 令和4年度以降	1.075	1.075	2.15	1.15	1.15	2.3	4.45
補1 簡6		1.075 (支給済)	0.925	2.0 ▲ 0.15	1.15 (支給済)	1.15	2.3	4.3
補2 簡7							0	▲ 0.15
補3 簡8		1.0	1.0	2.0 ▲ 0.15	1.15	1.15	2.3	4.3
補4 簡9							0	▲ 0.15
補5 簡10	現行 令和3年度 令和4年度以降							
補6 簡11								
補7 簡12		1.275	1.275	2.55	0.95	0.95	1.9	4.45
補8 簡13		1.275 (支給済)	1.125	2.4 ▲ 0.15	0.95 (支給済)	0.95	1.9	4.3
補9 簡14							0	▲ 0.15
補10 簡15		1.2	1.2	2.4 ▲ 0.15	0.95	0.95	1.9	4.3
補11 簡16							0	▲ 0.15
補12 簡17								